

1 建設コンサルタント等業務

建設コンサルタント等業務とは、「測量」、「地質調査」、「土木関係建設コンサルタント」、「建築関係建設コンサルタント」及び「補償関係コンサルタント」の業務をいいます。

2 入札への参加

(1) 入札参加資格認定

建設コンサルタント等業務の入札に参加するためには、あらかじめ呉市の入札参加資格の認定を受け呉市入札参加資格者名簿へ登録されている必要があります。

定期受付（名簿の更新）は2か年度に1度、追加受付は年に数回、それぞれ期間を定めています。

(2) 参加資格

参加申請に必要な書類等の詳細は、契約課ホームページで確認してください。

なお、入札参加を希望する業務のうち、測量分野に属する部門は測量法、建築一般部門は建築士法、不動産鑑定部門は不動産の鑑定評価に関する法律などに基づく登録が必要です。

(3) 資格の認定期間

令和5・6年度の競争入札参加資格の有効期限

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

3 入札方式等

(1) 入札方式

ア 一般競争入札（事後審査方式）

予定価格が1,000万円以上の業務で、入札後に資格を審査する入札方式です。

入札公告で、登録部門及び配置予定技術者の資格などを付した案件について入札を行い、落札候補者の参加資格審査を経て落札者を決定する条件付き一般競争です。

イ 一般競争入札（事前審査方式）

予定価格が1,000万円以上の業務で、入札前に資格審査を要する入札方式です。

同種・類似業務の履行実績及び配置予定技術者の資格を付するものなどについて参加申請を受け付け、資格審査を経て入札を行い、落札者を決定する条件付き一般競争です。

ウ 指名競争入札

予定価格が50万円を超え、1,000万円未満の業務で実施しています。

(2) その他

ア 電子入札の実施

予定価格が50万円を超える業務について、原則として電子入札としています。

なお、一定の要件を満たす場合を除いて、紙入札を認めていませんのでご注意ください。

4 予定価格の公表

競争入札による業務（予定価格50万円を超える業務）は、すべて予定価格（税抜）を事前公表します。予定価格は、契約課ホームページにおいて公表している入札公告に記載しています。なお、随意契約での見積合わせの場合は公表しません。

5 最低制限価格制度

(1) 制度の概要

極端な低入札価格による受注を防止し、業務の品質確保を図るために採用しており、最低制限価格未満の入札者は失格となります。

(2) 最低制限価格制度の対象

競争入札によるものはすべて最低制限価格を設定し、事後公表します。
なお、随意契約については最低制限価格の設定はありません。

(3) 最低制限価格の決定方法

予測困難性を高めるため、次の算式により決定します。

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限基準価格 (A)} \times \text{ランダム係数 (B)}$$

【最低制限基準価格（A）の算出方法】

業務の種類	最低制限基準価格（A）の算出方法
土木関連建設コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他原価×90％＋一般管理費等×48％
建築関連建設コンサルタント業務	直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×60％＋諸経費×60％
補償関係コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他原価×90％＋一般管理費等×45％
測量業務	直接測量費＋測量調査費＋諸経費×48％
地質調査業務	直接調査費＋間接調査費×90％＋解析等調査業務費×80％＋諸経費×48％

注）1つの入札案件が、異なる2つ以上の業務の種類で構成される場合の最低制限基準価格は、それぞれの業務の種類ごとに算出した額を10,000円未満で切り捨て、その額を合計したものとします。

【ランダム係数（B）の算出方法】

入札案件ごとに、パソコン等のシステムにより、乱数を使用して算出します。

ランダム係数（B）の範囲	1.0000から1.0050
--------------	----------------

(4) 最低制限価格の範囲

入札案件ごとに当該予定価格の100分の75から100分の85までの範囲内としています。

(5) 全者が最低制限価格を下回った場合

開札の結果、全者が最低制限価格を下回った場合は、最低制限基準価格（予定価格の100分の75を下回った場合は、100分の75）を最低制限価格として再度開札を行い、落札候補者又は落札者を決定します。

なお、この場合において、すべての入札者の入札額が再度決定した最低制限価格を下回った場合は、入札を中止します。

6 入札心得及び業務費内訳書

(1) 入札心得

入札に際しては、「呉市入札心得」及び「呉市契約規則」などの関係法令並びに設計図書、仕様書等を遵守してください。無効となる各種の取扱いがあります。

(2) 業務費内訳書

入札を行う者については、入札金額の積算内訳を明らかにした業務費内訳書の提出を義務付けていますので、電子入札システムにおいて入札する際、業務費内訳書を添付してください（入札金額と業務費内訳書の金額は同額でなければなりません。）。

なお、業務費内訳書について、

- ・記名（商号・名称・氏名）が無い場合
- ・業務名に誤り等があり意思不明確な場合
- ・指定の項目に記載が無い場合
- ・業務費内訳書が提出されない場合
- ・設計図書整理番号が未記入・誤記入の場合
- ・破損したファイルの添付により内容が確認し難い場合
- ・その他一定の事由に該当する場合

は、その入札は無効となりますのでご注意ください。

7 契約の締結等

(1) 契約の締結

契約の相手方は、通知を受けた日から7日以内（通知を受けた日を含み、土・日・休日等を除く。）に契約を締結する必要があります。

落札決定後において、落札者が契約を締結しなかった場合は、契約締結拒否として、指名停止等の対象となります。

(2) 契約保証金

契約金額が150万円以上の場合は、契約金額の10%以上の契約保証金の納付が必要となりますので、現金納付又は金融機関、保証事業会社等による保証等の手続きを、契約の締結までに行ってください。

なお、実績により免除できる場合もあります。

(3) 前払金

契約金額が300万円以上で、公共工事の前払金保証事業会社の保証証書を呉市に寄託した場合は、前払金（30%以内）の支払いを受けることができます。

詳細については、入札公告や仕様書等により確認してください。

8 過去の主な改正の経過（建設コンサルタント）

年 度	入札・契約制度の改正内容
平成 1 7 年度	・ 予定価格の事前公表
平成 1 8 年度	・ 受注希望型指名競争入札の試行
平成 1 9 年度	・ 電子入札の試行 ・ 低入札価格調査制度における失格基準価格の導入
平成 2 2 年度	・ 電子入札の完全実施（5 0 万円以上） ・ 最低制限価格制度の実施（低入札価格調査制度の廃止）
平成 2 3 年度	・ 一般競争入札（ダイレクト型・事後審査方式）の導入
平成 2 4 年度	・ 指名停止措置該当要件に係る概要の公表 ・ 契約保証金の免除基準の見直し
平成 2 5 年度	・ 上下水道事業の組織統合に係る入札・契約制度の統一（窓口の一本化）
平成 2 6 年度	・ 最低制限基準価格の算出方法の改正 ・ 最低制限価格の設定範囲の変更
平成 2 9 年度	・ 設計図書等の電子閲覧の実施（販売からの変更）
令和 元 年度	・ 制限基準価格等の算出方法の改正
令和 2 年度	・ 最低制限基準価格（地質調査業務）の算出方法の改正